

## 兵庫県介護認定審査会委員研修受講の進め方

### 【事前準備】

次の資料をお手元に用意してください。

<兵庫県の本研修のホームページの該当箇所からダウンロードできます。

必要となるタイミングで印刷してご用意ください>

・講義資料「介護認定審査会の手順とポイント」

兵庫県HPからダウンロード

・事例1検討資料、事例2検討資料

兵庫県HPからダウンロード

・個人ワーク用シート(事例1、事例2)

兵庫県HPからダウンロード

<厚生労働省のホームページからダウンロードできます。お持ちでない方は、受講前に印刷し、準備してください。最新版には、下記のとおり修正があります。介護認定調査員テキスト2009改訂版(令和3年4月)をお持ちの方は、158ページのみ差し替えていただければ結構です。>

(ご準備いただくテキスト)

・介護認定調査員テキスト2009改定版(令和6年4月)

・介護認定審査会委員テキスト2009改定版(令和3年4月)

厚生労働省HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/nintei/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/nintei/index.html)



### 【受講手順】

次の手順で受講を進めて下さい

#### 1 動画視聴 **動画1** <講義動画:約60分>

まず、動画1を視聴してください。介護認定審査会の手順とポイントの講義です。

(関係資料)

講義資料

介護認定調査員テキスト2009改定版(令和6年4月)

介護認定審査会委員テキスト2009改定版(令和3年4月)

## 2 動画視聴 **動画2** **動画3**

動画2、動画3を順に視聴してください。

動画2は、審査判定手順の説明です。＜動画:約6分＞

動画3(動画上では「ケース1」)は、審査の例です。＜動画:約4分＞

二つの動画で、審査のSTEP1からSTEP3の流れをつかんで下さい。



## 3 事例検討

次に、事例1、事例2と二つの事例検討に取り組んでいただきます

### (1) 事例1

事例1は、「一次判定の修正・確定」のプロセスに関する個人ワークです。

#### ①個人ワーク【事例1動画視聴 前】

#### (ア) 介護認定審査会資料と特記事項、主治医意見書の読み込み＜約10分＞

まず、事例1検討資料(介護認定審査会資料と特記事項、主治医意見書)を読み込んで下さい。

#### (イ) 個人ワーク用シート事例1【動画視聴 前】＜約15分＞

個人ワーク用シートの事例1の【動画視聴 前】に取り組んで下さい。

・事例1の「介護認定審査会資料」の「2 認定調査項目」のうち「介護認定調査員テキスト」に記載されている定義と不一致となっているものを調べてください。また、不一致の調査項目の選択肢を修正してください。その項目の特記事項はどのように記載されており、それに対して介護認定調査員テキストの項目の定義・留意事項等はどのように記載されているか書き出して下さい。

#### ② 動画視聴 **動画4** ＜審査会場面動画:約6分＞

個人ワーク用シート事例1【動画視聴前】に記入できたら、動画4(動画上では「ケース7」)を視聴してください。

#### ③ 個人ワーク【動画視聴 後】＜審査会場面動画:約10分＞

記載する項目は、個人ワーク【動画視聴 前】と同じです。動画4でポイントが議論されていましたので、これをもとに内容をまとめて下さい。

#### ④ 動画視聴 **動画5** ＜事例1解説動画:約10分＞

個人ワーク用シート事例1【動画視聴 後】に記入できたら、動画5を視聴してください。

## (2) 事例2

手順は、事例1と全く同じです。

事例2は、「介護の手間にかかる審査判定」と「状態の維持・改善可能性にかかる審査判定」のプロセスに関する個人ワークです。

### ① 個人ワーク【事例2動画視聴 前】

#### (ア)介護認定審査会資料と特記事項、主治医意見書の読み込み＜約10分＞

まず、事例2検討資料(介護認定審査会資料と特記事項、主治医意見書)を読み込んで下さい。

#### (イ)個人ワーク用シート事例2【動画視聴 前】＜約15分＞

個人ワーク用シートの事例1の【動画視聴 前】に取り組んで下さい。

・このワーク後に見ていただく動画6においては、一次判定の修正・確定のプロセスで「認知症高齢者自立度」について議論しています。調査員は「Ⅱa」と判定し、主治医が「Ⅰ」と判定しているためです。議論により「Ⅱa」で確定しますが、どの特記事項・主治医意見書の記載にもとづき「Ⅱa」と判定しているが考えて下さい。

・一次判定確定後の、介護の手間の検討において、気になる調査項目・特記事項の記載は、どれですか。

・事例2では、要介護基準時間が32分以上50分未満に該当することから、「状態の維持・可能性にかかる審査判定」の必要があります。「状態の維持・可能性にかかる審査判定」には、「予防給付の理解が困難か(認知機能の低下)」、「状態の安定性」の二つの判定要素があります。この事例2の動画4では、「予防給付の理解が困難か(認知機能の低下)」を中心に議論しています。あなたならどう判定しますが、その根拠は何ですか。

### ②動画視聴 **動画6** ＜審査会場面動画:約5分＞

個人ワーク用シート事例2【動画視聴 前】に記入できたら、動画6(動画上では「ケース2」)を視聴してください。

### ③個人ワーク【動画視聴 後】＜審査会場面動画:約10分＞

記載する項目は、個人ワーク【動画視聴前】と同じです。動画6でポイントが議論されていたので、これをもとに内容をまとめて下さい。

### ④動画視聴 **動画7** ＜事例2解説動画:9分＞

個人ワーク用シート事例2【動画視聴後】に記入できたら、動画7を視聴してください。

#### 4 全体を通して

この研修全体を通して学んだこと、今後の審査会活動で生かしたいことなどを、個人ワーク用シートに記載して下さい。〈約10分〉

#### 5 提出

市町の介護認定審査会の所管課に、記載済みの個人ワーク用シートを提出して下さい。

以上で研修修了です。